

サークル自治会業務規定

[第1条 総則]

執行部が行う自治会の業務及び執行部に対して各加盟サークルが提出する各種書類については本規定の定めるところによる。

[第2条 執行部の業務]

執行部は以下の業務を行う。

- 1) 自治会総会の議事録を保管しこれを公開する。
- 2) 自治会に関する広報活動を行う。
- 3) 自治会に関する印刷物を発行する。
- 4) 自治会に関する郵便物及びその他書類などを受け付け保管する。
- 5) 規約および規定で定められた書類を受け付ける。
- 6) 大学諸部署と自治会間の連絡を行う。
- 7) サークル間の利害対立の調整を行う。
- 8) その他、自治会に関する業務一般を行う。

[第3条 活動方針書の書式]

(1) 加盟サークルが提出する活動方針書は以下の書式に準ずる。

- 1) サークルの名称。
- 2) サークルの代表者、副代表者、会計担当者の氏名、学籍番号、捺印。
- 3) 顧問教員の氏名、捺印もしくはサイン。
- 4) 2名以下の、サークル自治会担当者の氏名、学籍番号。
- 5) サークルの構成員の名簿および総人数。
- 6) 予定する日常的な活動の内容、活動場所、活動日。
- 7) 特別な活動の予定（学外活動、大会、学祭での活動、コンサートなど）。

(2) 年度中に活動方針書の内容に変更があった場合、執行部が定める書式によって報告する。

[第4条 補助金申請書の書式]

(1) 加盟サークルが提出する補助金申請書は以下の書式に準ずる。

- 1) サークルの名称。
- 2) サークルの代表者、会計担当者の氏名、学籍番号、捺印。
- 3) 予定支出額。各項目についてそれぞれ、以下に準ずる分類を記入する。
 - 1) 団体加盟費
 - 2) 大会参加費
 - 3) 消耗品費
 - 4) 備品費(有形物)
 - 5) 維持修繕費
 - 6) その他の支出
- 4) 補助金申請額。

(2) 申請書には、予定支出に対する見積資料もしくは領収書のコピーが添付されていなければならない。

(3) 団体登録費や大会参加費その他で、「個人費用×参加人数」で申請するものについては、申請する構成員の一覧を申請書に記入、もしくは別紙で添付すること。

(4) 詳しくはサークル自治会会計規定による。

[第5条 補助金使用報告書の書式]

- (1) 加盟サークルが提出する補助金使用報告書は以下の書式に準ずる。
 - 1) サークルの名称。
 - 2) サークルの代表者、会計担当者の氏名、学籍番号、捺印。
 - 3) 補助金受領額。
 - 4) 支出額。各項目についてそれぞれ、以下に準ずる分類を記入する。
 - 1) 団体加盟費
 - 2) 大会参加費
 - 3) 消耗品費
 - 4) 備品費(有形物)
 - 5) 維持修繕費
 - 6) その他の支出
- (2) 報告書には、支出に対する領収書が添付されていなければならない。
- (3) 団体登録費や大会参加費その他で、「個人費用×参加人数」で報告するものについては、申請した構成員の一覧を申請書に記入、もしくは別紙で添付すること。
- (4) 加盟サークルが積立金を申請・継続している場合、積立金用の通帳のコピーを添付すること。ただし、通帳のコピーは当年度の振込み及び総預金額が記帳された部分でなくてはならない。
- (5) 詳しくはサークル自治会会計規定による。

[第6条 活動報告書の書式]

- (1) 加盟サークルが提出する活動報告書は、以下の書式に準ずる。
 - 1) サークルの名称。
 - 2) サークル代表者の氏名、学籍番号、捺印。
 - 3) 活動の内容、活動場所、活動日の報告。
 - 4) 特別な活動の報告(学外活動、大会、学祭での活動、コンサートなど)。
- (2) 加盟サークルが備品を所持している場合、備品名称および個数を記した備品報告書を添付する。
- (3) 加盟サークルがクラブ室を利用している場合、クラブ室の使用状況および見取り図を記したクラブ室利用報告書を添付する。
- (4) 加盟サークルは前会計年度の収支の一切を記載した収支報告書を添付する。

[第7条 積立計画書の書式]

- (1) 加盟サークルが提出する積立計画書は、以下の書式に準ずる。
 - 1) サークルの名称。
 - 2) サークルの代表者、会計担当者の氏名、学籍番号、捺印。
 - 3) 予定支出額。
 - 4) 積立金総受領予定額。
 - 5) 会計年度別積立金受領予定額。
- (2) 計画書には、予定支出に対する見積資料が添付されていなければならない。
- (3) 詳しくはサークル自治会会計規定による。

[第8条 執行部による調査]

- (1) 執行部は、以下の場合各加盟サークル及び加盟サークル構成員に対して調査を行うことができる。
 - 1) 活動実態が活動方針書・報告書と著しく異なる疑いのある場合。
 - 2) サークルの実態が加盟基準に満たない疑いのある場合。
 - 3) サークルの活動がサークル自治会規約に定められたサークルの義務に大きく反する場合。
 - 4) その他本来のサークル活動からかけ離れた行為が認められた場合。
- (2) 執行部の調査は、代表者に対する面接、活動の視察、クラブ室の状況の確認、その他必要に応じて、各サークルの活動を侵害しない範囲で行うことができる。
- (3) 執行部は第1項及び第2項に定める調査を行った場合、自治会総会において調査結果を報告し、必要に応じてサークル自治会罰則規定に定める処分を行う。

[第9条 サークルにおける問題の処理]

サークルあるいはサークル間で問題が生じ、当事者から仲裁の要請があった場合もしくは自治会総会の議決により要請された場合、執行部は中立の立場で仲裁にあたり、妥協案・和解案の提示などを行い、事態の早期解決を図る。

[第10条 オリエンテーション]

執行部は、自治会が他の学内自治機関及び大学と共催する新入生に対する説明会（オリエンテーション）の際、自治会を代表して運営にあたる。運営に際しては執行部の定める一定の基準の下で勧誘活動などを行うよう各サークルを指導する。

[第11条 大学との連絡・交渉]

執行部は、必要に応じて自治会を代表して大学との連絡・交渉を行い、自治会の窓口としての役割を担う。

[附則]

本規定は、平成21年自治会年度より施行される。